

## 翻訳

## ベトナムにおける特別支援教育・インクルーシブ教育に関する政策

## —政策と実践のギャップと障害者に与える影響—

グエン・ティ・ホアン・イエン<sup>i</sup>，グエン・ティ・ツウ・フン<sup>ii</sup>著，荒木 穂積<sup>iii</sup>訳

目的：この論文の目的は教育において障害者を支援する現在のベトナムの政策と国際法の枠組みを分析して、政策と実践のギャップを明確化し、ベトナムの障害者に対して効果的なインクルーシブ教育に必要な環境を考察することである。インクルーシブ教育と特別支援教育の2つの教育モデルに関して必要な条件と実際の状況について研究した。そのなかで管理・運営、人材、財源、連携といった4つの要素を考察した。データは情報収集、63省のベースライン調査、教育管理責任者、省・区・共同体レベルの長、障害者本人へのインタビューとフォーカスグループでの議論を通じて収集した。

結果：障害者国家法と国家活動計画によるとベトナムでは教育を含む社会のすべての側面において障害者の権利を保護する方針をとっている。障害者国家法と国家活動計画には国際連合の障害者権利条約の中の25の基本条項が採り入れられており、慈善事業から権利に基づくものまで障害者支援へのアプローチがとられている。障害者と地方の長によって挙げられた政策と実践のギャップには以下のものがある。継続的にモニタリングする構造がない、障害者のニーズを満たす基準がない、支援を必要とする障害者の数に比べ法的に支援対象となっている障害者が少ない。効果的なインクルージョンに貢献する条件としてはサービスの多部門間の連携、人材、財源そして時宜をえた計画立案が必要である。

キーワード：障害者への教育サービス、インクルーシブ教育政策、効果的な教育の条件

## 問題の所在

2009年の国勢調査の結果によると、ベトナムには670万人の障害者がある（全国民の7.8%）。障害者は、これまで地域の配慮と支援が必要となる社会保護の対象としてみなされてきた。2010年、ベトナム

国会は公式に障害者国家法を制定し、2011年1月より施行した。この法律は、障害者を社会に完全に統合することを最終的な目標にしており、バリアフリーでかつ権利に基づいた社会を築くため、障害者の権利を保障する法的な枠組みを強化する方針が掲げられている。この法律は、資源の活用と政府、非政府組織、関わる役人の責任を明確にし、障害者やその家族への関わりを強めることに大きく貢献した。本法律には障害者の教育に関する権利を保障する条件を定めた章がある。

しかし、法的な枠組みは、障害者を支援する効果的かつ持続的な教育への事業を保証する上で、最低

i ベトナム国立教育科学研究所（当時：現在はベトナム国立教育マネジメント研究所）教授

ii ハノイ師範大学障害児教育開発・訓練センター講師

iii 立命館大学産業社会学部特別任用教授

限の条件にすぎない。障害者へのさまざまなニーズに対応するためには、法的な枠組みを基準として定めた上でそれに基づき、それぞれの部署が連携し、包括的かつ戦略的に教育支援システムを展開していかなければいけない。現在、教育への障害者支援サービスに関する国家レベルの公式な研究・調査は行われていないが、研究会報告や障害者支援事業の出張調査から集められた情報によると、特に保健省、教育訓練省、労働・傷病兵・社会省間の連携において、障害者教育支援事業に多くの不足と課題があることがわかった。

教育訓練省はこのような問題に対して、米国国際開発庁とベトナム障害者支援協会からの技術と財源の支援を得て、障害者の教育に焦点を当てた障害者支援サービスシステムの基礎調査研究を2011-2013年に実施することとなった。筆者の一人である Nguyễn Thị Hoàng Yến は、教育訓練省からの依頼を受けてこの調査に参加することとなった<sup>1)</sup>。本調査研究によってえられた結果は、障害者を支援する教育サービスシステムを改善する上で政府に一定の水準と助言を提供するのに有益となるであろう。

## 研究方法

データは障害者に対する有効な教育システムに関する様々な知見を得るため、省・区・共同体レベルの地方役人を含む関係者へのアンケートおよびインタビュー、フォーカスグループからの意見収集を行った。

## 研究対象

研究対象は障害者とその家族、省・区・共同体の長、教育部門のサービス提供者・専門家・管理責任者、国家レベル・省レベルの責任者である。障害者のニーズと支援システムを評価し、政策と実践のギャップを調べるために、ハノイ、クアンチ、ビンロ

ンの3つの省を選定した。教育に関する国家ベースラインデータは63省で集められた。今回は2つのケースとしてダナンの特別支援教育とビンロンのインクルーシブ教育を選定した。

## データ収集

調査は質的・量的アプローチを用いて行われた。量的アプローチは現状を分析するため、情報やデータを集めるために用いられた。一方、質的アプローチは障害者に対して効果的な教育システムに必要な条件だけでなく、政策と実践のギャップの原因と性質をより詳細に分析するために用いられた。下記の表1、表2<sup>2)</sup>は調査地域一覧と主だった障害児者の教育的支援の政策と法律のリストをまとめたものである。47の政策と法律の分析、41の学校と政府のサービス提供に関わる関係者、省・区・共同体の長との30回にわたる綿密なインタビュー、教育部門の責任者と専門家、1200名の障害者に対してインタビューを実施した。

## 結果と考察

### 1. ベトナムにおける障害者を支援する教育政策

ベトナムにおける障害者を支援する教育政策を2つの側面から分析した。i) 現在の障害者に対する政策の適合性と国際法の枠組みへの適合の程度、ii) 現在の政策の対象範囲と実施状況である。

#### 1-1 ベトナムの障害政策と国際法の枠組みとの関係性

2010年に制定された障害者国家法は社会のすべての側面において障害者の権利を定めた最も重要な法律である。この法律の中には障害者の権利を保護するための条件を定めている1章がある。この法律は障害者支援に対する政府の責任と義務を反映しており、それは2012-2020年の国家活動計画の承認(政府決議1019)によって実行に移された。国家活動計

画には障害者に対して教育支援をするプログラムとその活動を詳細に明記した項目がある。2007年、ベトナムは公式に国連の障害者権利条約（UNCRPD）に署名した。UNCRPDの30条の項目のうち教育を平等に受ける権利を含む25条の項目が国家法に採用され条文化された。

### 1-2 ベトナムにおける障害者を支援する現在の教育政策

障害者に対する教育支援政策は法律と法律により定められた政府文書のもとで規定されている。障害者国家法51/2010/QH12には障害者の権利を保護するための条件を規定している1章がある。政令49/2010/ND-CPでは障害をもつ学生に対する学費の免除と減額を規定しており、決議23/2006/QĐ-BGD&ĐTでは障害者のインクルーシブ教育を規定している。コレスポネンシ Nr. 9890/BGDĐT-GDTHでは困難な環境にある学生の教育の内容とアプローチのガイドラインを規定している。理念上、現在の政策は障害者に対する教育支援システムだけでなく、多くの分野で障害者に関連する事由のすべてを規定している。重要な政策としては障害者が教育を受ける権利、障害者のための教育機関、学費に対する優遇政策、障害者教育に関わる者への優遇政策、障害者教育の内容、アプローチ、評価に関するガイドラインなどが挙げられる。

障害者教育関わる法律と法律のもとで定められた政府文書は以下の通りである。

**国家法 Nr. 51/2010/QH12**：国は障害者のニーズと能力に適した学習環境を作る義務がある（条項27）。障害者への教育相談や支援を提供する統合教育開発支援センターを設置する（条項31）。

**政令 Nr. 28/2012/ND-CP**：障害の種類、障害のレベル、障害者への支援政策、障害者への装具の提供、障害者教育にかかわる教員、管理責任者、スタッフに対する助成金や優遇性政策に関する詳細を明記した規則。

**政令49/2010/ND-CP**：就学前の障害児、障害をもつ学生、経済的に困難な状況にある学生には学費免除あるいは減額措置をとる（事項3，条項4）また学習助成金の対象とする（事項2，条項6）。

**政令61/2006/ND-CP**：障害児のいるクラスや学校を担当する教員や管理責任者には給料の70%の助成金が与えられる（事項2，条項5）。

**回覧06/2007/TTLT-BGDĐT-BNV-BTC**：社会経済状況の厳しい地域における特別支援学校の教員や管理責任者に対する政策の施行に関するガイドライン。

**政令13/2010/ND-CP**：就労能力のない重度の障害をもつ者に対しては毎月18万ドン、日常生活動作が行えない者には毎月36万ドンの助成金が与えられる（事項a，項目2，条項7）。

**政令67/2007/ND-CP**：就労能力のないあるいは日常生活を行えない者、困難な経済状況にある者は社会保護の対象となり、毎月助成金が与えられる（事項4，条項4）。

**決議23/2006/QĐ-BGD&ĐT**：障害者に対するインクルーシブ教育に関連する活動、教員、講師、専門家、施設、設備、補助教材に関してまとめて記載した具体的な規則。

**コレスポネンシ9890/BGDĐT-GDTH**：インクルーシブ教育プログラムの内容は学生の能力と学習環境に適した形で一般共通教育プログラムとカリキュラムに沿って作成されている。障害のある学生に対しては毎年、学習成果をモニターし、進行状況を確認する個別の学習計画が作成される。

**コレスポネンシ9547/BGDĐT-GDTH**：すべての学生に必要な申請書に加えて、インクルーシブ教育への参加を希望する障害のある学生は別途個別教育計画が必要になる（個人情報と学生の学習進行状況）。

### 1-3 障害者教育の政策と実践のギャップ

地方の長、部門別省の責任者、障害者に綿密なインタビューを行った結果、政策の実施に関していくつかの不足点が挙げられた。それを以下に述べる。

障害者の教育を受ける権利は、政策上は規定され学費の免除や減額措置の対象になっているが、経済状況の厳しい家庭出身の障害者は教科書や特別な学習教材を購入する費用や交通費などが払えず、必要な教育サービスを受けられないことが多い。インタビューを受けた障害者の33.1%が教育サービスの支払いが難しいと答えている。

学費の免除・減額措置やその他の一般的な支援に関する政策実行状況は障害者の実際のニーズに比べると不足しており、支援を受けるための手続きも必要以上に複雑である。インタビューを受けた対象者のほとんどが障害者の教育に関する政策・法律は適切で、障害者の期待に沿っているが、実際の政策施行・実施状況は限られている、と答えている。地方ではこれらの政策を実施するにあたって開発事業やプログラムに頼っている。しかし、その場合事業が終了すれば、支援も終わってしまうというのが現状である。

障害者を支援する政策は存在するが、経済的に余裕があり、教育サービスへの支払い能力のある家庭出身の障害者でも、多くの地域で、交通とくに学校への通学、会社への通勤で問題を抱えている。障害支援政策の施行・実施でも多くの制限がある。

#### 1-4 障害者教育の障害者に対する影響

国家レベルで制定された障害者を支援する政策・法律は国内(省、区、共同体)で施行・実施されている。しかし、地方の資源により、実際の施行・実施状況はことなり、障害者のサービスアクセス率はさまざまである。特別支援教育、セミインクルーシブ教育、インクルーシブ教育、そして公立、私立の教育機関など障害者に対する教育サービス機関の種類やアプローチもさまざまである。

注目すべきは多くの地域で現存している教育システムに基づいてインクルーシブ教育を採用している学校の割合が高い傾向にある点である。報告を受けた4省で、インクルーシブ教育を採用している公立学校は省レベルで140、区レベルで1820、共同体レ

ベルで1236であった。一方報告を受けた10省で特別支援教育を採用している学校は省レベルで11、区レベルで33、共同体レベルでは0であった。

インクルーシブ教育支援開発センターが多くの省で設置され、活動している。報告を受けた6省の中で7つのインクルーシブ教育支援開発センターが設立されている、つまり1つの省につき1つ以上のセンターが設置されていることになる。

障害者に対する教育へのアプローチをさまざまな形で支援する政策・法律が制定された結果、多くの障害者が障害者教育サービスを受けている。インクルーシブ教育を受けている障害者の割合は特別支援教育を受けている障害者の3倍である。しかし、障害者の教育へのアクセスについては地域間で大きな差がある。例えば、2011-2012年の学期では、16省で20875名の障害者、つまり1省に平均1305名の障害者がインクルーシブ教育を受けていた。同様に、同じ学期に、12省で5141名の障害者、つまり1省に平均428名の障害者が特別支援教育を受けていたが、ばらつきは大きく標準偏差は858であった。

報告を受けた省の中では、最大80%の割合で、コミュニティベースのインクルーシブ教育を支援する事業やプログラムが実施されている。41省(全63省)から収集したデータによると、省レベルではインクルーシブ教育支援開発センター(資源センター)は7、特別支援教育学校は11、インクルーシブ教育学校は140あることがわかった。区ではセミインクルーシブ教育学校は177、インクルーシブ教育学校は1820、特別支援教育学校は33あることがわかった。しかし、共同体レベルではセミインクルーシブ教育学校は205、インクルーシブ教育学校は1236あるが、特別支援教育学校は0であった。

## 2. 効果的なインクルーシブ教育にかかわる条件： 資源・規模、サービスの部門間連携、財源、時宜にかなった計画

### 2-1 資源・規模

障害支援システムの資源・規模は、次の4つの要

素からなる。①財源，②管理能力，③施設・構造，④知識・対応・スタッフの専門技術である。今回の調査ではこれらの分野における障害支援システムに関して多くの情報が集まった。以下にそれを紹介する。

### 2-1-1 障害者支援事業を進める財源の不足と受け身（依存的）の対応

今回障害サービスに分配される予算や財源に関する公式のデータを省の報告から収集することは困難であった。部門責任者やサービス提供者との綿密なインタビューからわかったことは、地方では障害プログラムに割り当てられる年間予算は決まっておらず、一般教育事業の全予算から見積るとどまっている。障害プログラムに割り当てられる予算は、割り当てが不定期にしか行われなことから、非常に少ない。会計帳簿や財政報告書にも障害プログラムに割り当てられる具体的な予算が載っていないので、障害者への教育の財源や予算に関するデータは非常に乏しい。

一般的な障害サービスや教育に割り当てられる予算は地方の年間予算計画によって計上された国家予算から供給される。加えて、地方では障害者への教育サービスの社会化を推進する外部資源をうまく活用している（地方の長，専門家との綿密なインタビュー，フォーカスグループでの議論の結果）。しかし、共同体や外部組織から供給される予算は安定していない。綿密なインタビュー，フォーカスグループでの議論の結果，政策の実施，人材開発への投資，施設の設立への予算不足がもっとも問題視され、地域にとって大きな課題となっていることが明らかになった。

### 2-1-2 障害教育サービスシステムの開発，教育サービスの質の改善に対する戦略の不足

今回の調査で収集したデータでは，教育訓練部門のほとんどで障害者に対する障害支援サービスへの戦略的計画の不足が報告された。NGOの援助を受け，3-5カ年事業計画を立てている省はほとんど

なかった。教育訓練省の報告によると10カ年計画，5カ年インクルーシブ教育計画を立てている省は6%にすぎなかった。驚くべきことに，47%の地域では障害児教育への年間計画を立てていなかった。

### 2-1-3 施設，構造，労働条件の不備

国勢調査によって収集された調査結果によると，障害者の教育に必要な施設や設備は不足しており，備品の多くは故障していた。サービスを提供する室内の構造もサービスを提供する上で問題になるくらい小さいものであった。地方の長，専門家との綿密なインタビューから，サービスを提供する機関の多くは特別な介入を行うために必要な設備が整った部屋を持っていないことが明らかになった。現在，サービスを提供する機関の構造や設備は障害者支援を提供するのに適していない。したがって，設備や構造が整っていない機関に投資し，施設基準をあげることが必要になる。新しい設備を整えるための投資は，特にリハビリテーション施設で必要になる。

教育機関（特別支援教育とインクルーシブ教育を採用している学校）に関して，ガイダンスや教材がない状況で障害者を教えている教員，困難な学習環境で学んでいる障害者は非常に多い。車椅子，補聴器，補助ソフト，点字，メガネ，盲人安全杖などの自助具は障害者が自分で用意するか，慈善活動組織による寄付でまかなわれており，特別支援学校では通常，学生が利用できない。

障害者を教えている教員に労働条件について質問したところ，教材がないと答えたのが36.9%，専門書がないと答えたのが33.9%，支援活動を行う場所・施設がないと答えたのが33.9%，設備がないと答えたのが31.5%，インターネット上で情報が得られないと答えたのが26.2%であった。障害者を教える環境が「完全に整っている」と答えた教員はほとんどいなかった（専門書に関しては1.8%，インターネットアクセスは12.5%であった）。13の教育機関の中で車椅子用のスロープとトイレのある学校は6校にすぎず（46.2%），15の教育機関のうち障害者でも使用できる黒板と机のある学校は7校で，子ども

用の校庭がある学校は半分以上(66.7%)であった。盲学校の1つには盲人用の設備(盲人用の溝のある誘導路)が設けられていたことは指摘しておくべきであろう。

#### 2-1-4 量的・質的な人材の不足

障害事業を支える人材は量的・質的にも不足している。障害者を教える訓練を受けたスタッフの割合は非常に低い。今回3つの省で、167名の教育サービスシステムに関わるスタッフと教員を調査したところ、特別支援教育の訓練を受けた教師の割合は28.7%にすぎず、一般教育方法論と特別支援教育の学位を持っている教員は6.7%のみであった。実際、障害者にかかわるスタッフを募るのは難しい。なぜなら優遇政策はあるがその予算基準は低く、困難な状況で働かなければいけないからである。障害事業に関わるスタッフの能力も低い。今回の調査では障害者教育にかかわる自信があると答えたスタッフは48%にすぎなかった。

障害者に対する教育サービスに取り組む省は過去3年間徐々に増加してきており、安定してきている。例えば、2009-2011年の3年間に、「障害の早期スクリーニング、障害の早期発見」サービスを実施した省は48.28%から55.17%まで上がっている。また全省の80%がインクルーシブ教育を提供していると報告している。

特別支援教育は障害者にサービスを提供する頻度が高く、もっとも安定したアプローチである。一方、インクルージョン教育は最低限のサービスの提供にとどまっていると報告されている。教育サービスを提供する場所は主に学校であり、家庭やセンターなどでのサービス提供はかなり少ない。

#### 2-2 障害者へのサービス提供における部門間の連携

教育部門は社会部門と連携し障害者へのサービスを提供している。75の特別支援学校・センターを調査したところ、教育訓練省と連携して障害児への支援・助成金受給を保証している学校は14%で、就学

年齢後期の障害児を就労訓練センターに紹介している学校は11%であった。早期発見、早期介入を進める上で、教育部門と保健部門の現状での連携は理想的ではない。75の教育機関を調査したところ、保健部門と教育部門が連携して行う必要のある重要な事業には、①障害の診断・評価(39.1%)、②教育への早期介入(30.9%)、③専門技術の実践(27.7%)が挙げられた。

#### 結論

2010年障害者国家法の制定によりベトナムでは障害に関する法律の枠組みにおいて一定の改善がみられた。国家法に従って、法律(law)を施行する上でのガイダンスとして政令(decree)と回覧(circular)が制定され、施行された。しかし、政策と実践のギャップは依然存在する。一般的に、政策は期待されたほど実践に移されていない。障害法が適切に施行されていない主な原因の1つとしては、政策の正当性を証明するのに必要なエビデンスを集めたり、ベースライン調査を実施せずに定められている政策が多いこと、が挙げられる。また政策の実行・有効性が頻繁にモニター・評価されていない。政策の認知度を高め、普及させていく活動にも注目が集まっていない。これは地方の受益者や実施者が政策の展開に関してほとんど主張をしていないことから明らかである。他の課題には障害支援サービスシステムの能力や部門間の連携不足が挙げられる。

ベトナムの障害者教育支援サービスは保健省、教育訓練省、労働・傷病兵・社会省のネットワークを通じて提供される。現在のネットワークは、サービス提供に関わるスタッフと障害者の満足度から判断すると量的には広く展開しているが、質的には不足している。人材も不足しており、施設も設備が整っていない。部門間の連携も不足しており、さまざまなレベルで提供されるサービスの質には大きなギャップがある。サービスは区や共同体レベルでは少なく、多くは中心部や省のレベルで展開されている。

## 今後の課題

第1には、教育部門はすべてのサービス提供者、障害者政策に関わるスタッフ、障害者、地域に対し、障害教育支援政策計画を開発し、認知度・普及度を高め、ガイダンスを作成・実施する必要がある。

第2には、政府と役人は一般的な障害支援政策と教育における政策の実施を監督するモニタリング・評価システムを開発する必要がある。障害者と障害者に関わる組織も障害支援政策やプログラムのモニターや評価に参加しなければならない。

第3には、教育部門は教育支援システムを改善し、(最低でも)2020年までの開発戦略を立てなければならない。これらの戦略は障害者の支援ニーズを満たす包括的かつ多様なサービスの提供、特に障害の早期発見、早期介入に焦点を置いた共同体レベルでのサービスの質の改善とサービスの展開、教育システムの再構成と開発、区・共同体レベルの人材の充実、サービスを提供する施設や建物への投資に焦点をあてなければならない。加えて、各部門は特にリハビリテーションと教育支援に関して高い技術を研究し、応用する役割を担う機関を設けなければならない。

第4には、現在のモデルから学んだことを活かし、継続的に新しい障害者支援サービスモデルを開発し、試していくためには、諸部門間の連携と部門内でのさまざまなレベルでの連携に焦点をあてた上で、NGOと協力して保健省、教育訓練省、労働・傷病兵・社会省の3つの省が連携して事業を行わなければならない。

## 謝辞

今回の研究は教育訓練省と共同で米国国際開発庁とベトナム障害者支援協会からの助成金を受けておこなわれた。執筆にあたり、さまざまな考え、意見、提案を共有してくれたすべての役人、関係者に感謝を申し上げます。

## 注

- 1) 「ベトナムにおける保健、教育、社会保障分野の障害者支援システムに関する基礎調査研究」は、2011-2013に教育訓練省(MOET: Ministry of Education and Training)、労働・傷病兵・社会省(MOLISA: Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs)と保健省(MOH: Ministry of Health)の3省の指揮のもとに実施された。この調査研究は、ベトナム障害者支援協会(VNAH: Vietnam Assistance for the Handicapped)と米国国際開発庁(USAID: United States Agency for International Development)からの技術と財源支援を受けて実施された。3省各省の3つの報告書を合わせた国家報告書として計画された。筆者の一人であるNguyễn Thị Hoàng Yếnは、教育訓練省報告をまとめるコンサルタントに任命された。この研究は保健省報告が欠けており、成功したとはいえない。本稿は教育訓練省報告の調査データの一部に基づいている。
- 2) 教育訓練省(MOET: Ministry of Education and Training)調査の対象となった地域は表1の通りである。

表1 調査対象地域

省/市	区/町	地区/行政区	都市/郊外
Hà Nội	Cầu Giấy	Phường Nghĩa Đô	Urban
		Phường Trung hòa,	
	Thanh Oai	TT. Kim Bài	Urban
		Xã Dân Hòa	Rural
Quảng Trị	TP. Đông Hà	Phường 1	Urban
		Phường Đô Lương	
	Vinh Linh	Vinh Ô	Rural
Vinh Long	TP. Vinh Long	Xã Tân Hội	Rural
		Phường 3	Urban
	Huyện Trà Ôn	Thị trấn Trà Ôn	Urban
		Xã Trà Cón	Rural

- 3) 障害児者のための教育支援の政策と法律のリストは表2の通りである。

## 文献

1. The United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

表2 障害児者のための教育的支援の政策と法律のリスト

<i>Document Number</i>	<i>Name of Documents</i>	<i>Issuing Agency</i>	<i>Date in Effect</i>	<i>Contents of Attention</i>
Law 51/2010/QH12	National Law on Disability	National Assembly	01/01/2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>- The State shall create conditions for persons with disabilities to study in conformity with their own needs and capabilities (Article 27).</li> <li>- Diversification of educational approaches to PWD: inclusive, semi-inclusive and special education (Article 28).</li> <li>- Integrative education development support centers are establishments which provide education consultancy services and support to persons with disabilities (Article 31).</li> </ul>
Decree Nr. 28/2012/NĐ-CP	Detailed Regulations on enforcement of some articles of the Disability Law	Government	01/6/2012	Detailed regulations on types of disability, level of disability, policies to support PWD, production of equipments for PWD, allowance and preferential policies for teachers, managers and support staff for education of PWD.
Decree 49/2010/NĐ-CP	Regulation on school fee exemption and reduction and support learning cost for school years of 2010-2011 to 2014-2015.	Government	01/7/2010	Children with disabilities at pre-school, students with disabilities and having difficulties in economics will be exempted or reduced schooling fee (point 3, article 4) and to support with learning cost. (Point 2, Article 6)
Decree 61/2006/NĐ-CP	Decree on policies for teachers, managers working for the special schools, and in the areas with difficult socio-economic conditions	Government	7/2006	Teachers and Managers working for schools, classes with disabilities will receive an allowance of 70% current salary (Point 2, Article 5)
Circular 06/2007/TTLT-BGDĐT-BNV-BTC	Guiding implementation of the Decree 61/2006/NĐ-CP on 20 June 2006 by the Government	Inter-Circular MOET, MOFA, and MOF	14/7/2006	Guiding the implementation of policies for teachers, managers to work at special schools, and in the areas with difficult socio-economic conditions.
Decree 13/2010/NĐ-CP	The Decree to revise and amend some articles of the Decree 67/2007/NĐ-CP	Government	13/4/2010	Monthly subsidy for people with severe disability without work capability is 180 thousand dong per month, for those who are not able to carry out daily activities will receive 360 thousand dong per month (point a, item 2, Article 7)
Decree 67/2007/NĐ-CP	Decree on Support Social Protection objects	Government	5/2007	People with severe disabilities without ability to work or without ability to conduct daily activities and from poor households are the social protection objects and will receive monthly subsidy (Point 4, Article 4)
Decision 23/2006/QĐ-BGD&ĐT	Regulations on Inclusive Education for People with Disabilities	MOET	6/2006	Specific regulations on organizing the activities relating to inclusive education for PWD, teachers, lecturers and technical support staff working in the inclusive education, facilities, equipments, and teaching aids for PWD
Correspondence 9890/BGDĐT-GDTH	Guidelines to contents and educational approaches to students with difficult situations	MOET	17/9/2007	<p>The contents of the inclusive education programs is based on the common education program and curriculums that are relevant to the ability and learning conditions of students.</p> <p>The students with disabilities will have a individual learning plan that monitor the learning results, conduct review to see the progress of the student after each year.</p>
Correspondence 9547/BGDĐT-GDTH	Guidelines for application of PWD to inclusive education	MOET	13/10/2008	Besides the application documents required for all students, students with disabilities who want to participate in the inclusive education need to have individual education plan (personal information and monitoring progress of students).



2. National Law on Disability
3. Decree Nr.28/NĐ-CP on 10 April 2012 guiding the implementation of the National Law on Disability.
4. Law on Protection, Care and Education for Children (revised 2004).
5. Ordinance on Disabled Persons
6. Resolution 30a/2008/NQ-CP on 27/12/2008 of the Government to approve the Rapid and Sustainable Poverty Reduction Program for 61 Poor Districts.
7. Resolution 80 /NQ-CP on 19/05/2011 of the Government on Sustainable Poverty Reduction Direction from 2011 to 2020.
8. Inter-circular Nr. 58/TT-GDĐT-LĐTĐBXH regulating the establishment, operation, dissolution of the Center for Inclusive Education Support.
9. Decision 23/2006/QĐ-BGD&ĐT regulating inclusive education for people with disabilities.
10. Correspondent Nr. 9890/BGDĐT-GDTH guiding the contents and approaches for education of students in difficult situation.
11. The National Action Plan for period 2012-2020 (GVN Decision 1019) – the NAP
12. A correspondence Nr. 135/SGD&ĐT – GDTH dated 10/ 9/2009 regarding the management and implementation of education for students with disabilities at the primary education level and the detailed guidance regulated in the directive documents of the Education and Training sectors
13. Correspondence 9890/BGDĐT-GDTH on 17/ 9/2007; Correspondence 2292/BGDĐT-GDTH, on 19/3/2008 (on education work for children with disabilities).
14. Correspondence 9547/BGDĐT-GDTH on 13/ 10/2008 on guiding application of children with disabilities to inclusive education.
15. Thematic Scientific Technology Report at Ministry level, Code B2006-37-22, *Development*

*of the Center for Inclusive Education Support for CWD, Lê Văn Tạc, Bùi Thế Hợp & staff (2008).*

16. Project Report on “Comprehensive Support to CWD in Vinh Long province (2012), Vinh Long DOET.

※法律に関する文献の多くはベトナム語によるものであるが、原著では英訳されている。

#### 【訳者による解説】

本稿は、Nguyễn Thị Hoàng Yến と Nguyễn Thị Thu Hương による The Policy on Education of the Disabled in Vietnam : The Gaps and Its Impact on the Persons with Disability, VNU Journal of Education Research, Vol. 29, No. 2, pp.24-33, 2013 を翻訳したものである。

2011-2013に教育訓練省 (MOET : Ministry of Education and Training), 労働・傷病兵・社会省 (MOLISA : Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs), 保健省 (MOH : Ministry of Health) の3省の指揮のもとに「ベトナムにおける保健, 教育, 社会保障分野の障害者支援システムに関する基礎調査研究」が実施された。当初は3省各省の3つの報告書を合わせた国家報告書の作成がめざされた。筆者の一人である Nguyễn Thị Hoàng Yến 氏は, 教育訓練省報告をまとめるコンサルタントを担当した。全体報告書は, 保健省報告が欠けており, 調査研究は成功したとはいえない結果となったが, 教育訓練省報告だけでも今日のベトナムの特別支援教育およびインクルーシブ教育の現状と課題を知る上で貴重なものである。

本稿は教育訓練省報告の調査データの一部に基づいて調査結果の概要として発表されたものである。ベトナムの特別支援教育およびインクルーシブ教育の現状と課題が分析されている貴重な資料であるので, ここに翻訳し紹介する。

なお, ベトナムでは地方行政区として第1級行政区 (Province), 第2級行政区 (District), 第3行政区 (Commune) が区別されている。本稿では, 省 (Province), 区 (District), 共同体 (Commune) と訳した。